重 要 事 項 説 明 書 (定期巡回·随時対応型訪問介護看護用)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容 を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 27 号)」の規定に基づき、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慶生会
代表者氏名	理事長 永井 正史
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪市生野区巽東四丁目 11 番 10 号 電話番号: 06-6758-0088
法人設立年月日	昭和 61 年 4 月 12 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	慶生会異東ヘルパーステーション定期巡回・随時対応型訪問介護看護
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 2792200673 号
事業所所在地	大阪市生野区巽東二丁目 18番1号 慶生会ビル2階
連 絡 先	電話番号:06-6758-1755 FAX 番号:06-6758-1731
相談担当者名	管理者 徳山 裕喜
事業所の通常の	大阪市生野区
事業の実施地域	人队们生野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慶生会が設置する慶生会異東ヘルパーステーション定期巡回・随時対応型訪問介護看護において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある利用者に対し、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	法人の綱領である「和敬・愛語・感謝」を精神的支柱として人と和を 重んじ人間の良き関係を求めて社会福祉事業に邁進し役割を果たす。 地域においては、他施設や保健・医療などの関係機関との連携を強化し その中心的役割を担い地域福祉の向上に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	ŧ	日	365 日
営	業	時	間	24 時間

(4)サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日
サービス提供時間	24 時間

(5)事業所の職員体制

管理者	計画作成責任者、オペレーター、訪問介護員兼務
官理伯	徳山 裕喜

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問 介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において、 指揮命令を行います。	常勤 1名 (計画作成責任 者・オペレーター 兼務)
責任者 計画作成	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	常勤 2 名以上 (内1名管理者、内 1名以上オペレータ 一兼務)
オペレーター	 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。 	常勤 4 名以上 (内 1 名管理者、内 1名以上計画作成責 任者兼務) 非常勤 2 名以上
介護員	1 定期的な巡回により、排泄の介護、日常生活上の世話等の 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	常勤 4 名以上非常勤 2 名以上
介護員	1 利用者からの通報により、その利用者の居宅を訪問し、日常生活 上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 提供を行います。	常勤 4 名以上非常勤 2 名以上
看護職員	1 主治医の指示により、利用者の居宅を訪問し、療養上の世話又は 必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の 提供を行います。	常勤3名以上 (併設訪問看護 兼務)

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメ ントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。
定期巡回サービス	計画に基づき、利用者個々の生活リズムに合わせて、1日 1回〜複数回利用者宅へ訪問し、サービス提供します。 《具体例》 安否確認、起床・就寝介助、排泄介助/トイレ誘導、 体位変換、水分補給、服薬介助、食事の配下膳、 その他生活援助等
随時対応サービス	必要に応じて、利用者にケアコール機を貸し出します。 オペレーターが、24時間365日通報や相談を受け付けます。 随時訪問が必要と判断した場合は、訪問介護員又は看護師 を向かわせます。
随時訪問サービス	オペレーターからの通報を受け、直ちに訪問介護員等が 訪問して、必要な対応を行います。
訪問看護サービス	1 月1回のアセスメント 看護師等が、医療的な側面からアセスメントを行う。 2 週1回からの訪問 医師の指示書に基づき、看護師等が訪問。 医療処置等を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為・専門的技術の必要なリハビリ
- ② 専門的技術の必要な補修、工事
- ③ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ④ 利用者の同居家族等に対するサービス提供
- ⑤ 入院等、利用者不在でのサービス提供
- ⑥ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ⑦ 利用者の居宅及びサービス中の飲酒、喫煙、飲食
- ⑧ 利用者又は家族等からの金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ⑨ 利用者又は家族等からの金銭又は高価な物品等の授受
- ⑩ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

定期巡回·随時対応型訪問介護看護(I)(連携型以外)

・訪問看護サービスを行わない場合(1月あたり)

(単位:円)

介護度	基本単位 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	5,446	60,559	6,056	12,112	18,168
要介護2	9,720	108,086	10,809	21,618	32,426
要介護3	16,140	179,476	17,948	35,896	53,843
要介護4	20,417	227,037	22,704	45,408	68,112
要介護5	24,692	274,575	27,458	54,915	82,373

・訪問看護サービスを行う場合(1月あたり)

介護度	基本単位 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	7,946	88,359	8,836	17,672	26,508
要介護2	12,413	138,032	13,804	27,607	41,410
要介護3	18,948	210,701	21,071	42,141	63,211
要介護4	23,358	259,740	25,974	51,948	77,922
要介護5	28,298	314,673	31,468	62,935	94,402

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ)(連携型)

介護度	基本単位 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	5,446	60,559	6,056	12,112	18,168
要介護2	9,720	108,086	10,809	21,618	32,426
要介護3	16,140	179,476	17,948	35,896	53,843
要介護4	20,417	227,037	22,704	45,408	68,112
要介護5	24,692	274,575	27,458	54,915	82,373

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(皿)(夜間にのみサービスを必要とする場合)

TO THE PARTY OF TH							
算定名称	基本単位 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)	備考	
基本夜間訪問サービス費	989	10,997	1,100	2,200	3,300	定額、1月につき	
定期巡回サービス費	372	4,136	414	828	1,241	出来高、1回につき	
随時訪問サービス費(I)	567	6,305	631	1,261	1,892	出来高、1回につき	
随時訪問サービス費(Ⅱ)	764	8,495	850	1,699	2,549	出来高、1回につき	

定期巡回通所利用減算

- 定期巡回·随時対応型訪問介護看護(I)(連携型以外)
- ・訪問看護サービスを行わない場合(1回あたり)

介護度	単位数 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	62	689	69	138	207
要介護2	111	1,234	124	247	371
要介護3	184	2,046	205	410	614
要介護4	233	2,590	259	518	777
要介護5	281	3,124	313	625	938

・訪問看護サービスを行う場合(1回あたり)

介護度	単位数(単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	91	1,011	102	203	304
要介護2	141	1,567	157	314	471
要介護3	216	2,401	241	481	721
要介護4	266	2,957	296	592	888
要介護5	322	3,580	358	716	1,074

定期巡回・随時対応型訪問介護看護(Ⅱ)(連携型)

介護度	単位数 (単位:点)	利用料	利用者 負担額 (1割)	利用者 負担額 (2割)	利用者 負担額 (3割)
要介護1	62	689	69	138	207
要介護2	111	1,234	124	247	371
要介護3	184	2,046	205	410	614
要介護4	233	2,590	259	518	777
要介護5	281	3,124	313	625	938

加算	単位数	利用料	利用者 負担額 (1割)	算定回数等
緊急時訪問看護加算(I)	325	3,614	362	1月につき
特別管理加算(I)	500	5,560	556	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,780	278	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	27,800	2,780	死亡月につき
初期加算	30	333	34	1日につき 利用開始日から30日以内
退院時共同指導加算	600	6,672	668	1回につき
総合マネジメント体制強化加算(I)	1,200	13,344	1,335	1月につき
口腔連携強化加算	50	556	56	1月に1回を限度
サービス提供体制強化加算(I)	750	8,340	834	1月につき
介護職員等処遇改善加算(I)		所定単位数の 245/1000	左記の1割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数(所定単位数)

※地域区分毎の加算(2級地、1単位=11.12)をかけて計算した金額。

- ※ 介護保険負担割合証に基づいた割合で、サービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- ※ 月途中からの利用開始や月途中での利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。
- ※ (訪問看護サービスを行う場合) 居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問する こととされている場合に、准看護師が訪問する場合は、所定単位数の 100 分の 98 に相当する 単位数を算定します。また、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている 場合に、事業所の事情により准看護師以外の看護師等が訪問する場合については、所定単位 数の 100 分の 98 を乗じて得た単位数を算定します。

- ※ 通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、 所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に上記の単位数を乗じて得た単位数を 減じたものを、当該月の所定単位数とします。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一の建物に居住する利用者にサービス提供を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)(II)を算定する場合は、1 月につき 600 単位が減算となり、当事業所における 1 月あたりの利用者が同一敷地内建物等に 50 人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービス提供を行い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I)(II)を算定する場合は、1月につき 900 単位が減算となります。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための 委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、 所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。

但し、令和7年3月31日までの間は、経過措置期間のため減算の適用はありません。

- ※ 連携型以外の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定する場合において、訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師が、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示を行った場合、その特別指示又は特別指示書の交付があった日から 14 日を限度として医療保険の給付対象となるため、当該指示から 14 日間に限っては、「訪問看護サービスを行わない場合」の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費を算定します。
- ※ 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問 介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護 看護費は算定しません。
- ※ 緊急時訪問看護加算(I)は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における 24 時間 連絡できる体制を充実するため、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制が 整備されており、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に 常時対応でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制 にある場合に算定します。
- ※ 特別管理加算は、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする以下の利用者に対して、 訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(I)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を 受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方

特別管理加算(Ⅱ)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方

真皮を超える褥瘡の状態の方

点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態の方

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を

得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が 定める状態にあるものは 1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った 後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に算定します。

その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

- イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、 ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性 核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度 分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、 多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー 症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロ フィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、 後天性免疫不全症候群、頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態
- ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると 認める状態
- ※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。
- ※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、一体型指定 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、退院時共同指導を行った後、初回の 訪問看護サービスを行った場合に算定します。
- ※ 総合マネジメント体制強化加算(I)は、利用者の状況の変化に応じ、多職種共同で定期 巡回・随時対応型訪問介護看護計画を見直し、地域の病院、診療所等他の関係施設に対して 当事業所が提供できるサービスの具体的な内容に関して情報提供を行っており、定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護費が、地域包括ケアの担い手として、地域に開かれたサービスと なるよう、サービスの質の向上を図りつつ、認知症対応を含む様々な機能を発揮し、地域の 多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進するため、地域包括ケアの推進と 地域共生社会の実現に資する取り組みを行っている場合に算定します。
- ※ 口腔連携強化加算は、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、 利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を状況提供 した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものと して届け出し、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の 取り組みを行う事業所に認められる加算です。
 - 介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額を一旦 お支払いただきます。この場合、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、 費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、 「領収書」を添えてお住まいの市区町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く) 申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス 提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接(お茶、食事の手配等) ・ 自家用車の洗車・清掃 等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される 行為

・ 草むしり ・花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は 市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、 特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの 活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	交通費の実費(公共交通)事業の実施地域以外の場合、移動に要した機関等の交通費)を請求いたします。 場合は片道 2km~5km 未満は 100 円、 を請求いたします。	
	たり必要となる利用者の 気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。	
③ 通院・外出介助に 公共交通機関等の	こおける訪問介護員等の 交通費	実費相当額を請求いたします。	
④ ケアコール機 (携帯電話)	必要に応じて、事業所から貸し出します(無料)。 通報に係る通信料(電話代)は、利用者の負担となります。 ケアコール端末機の故障・紛失・水没については、利用者の故意又は 過失に起因するものに関しては、利用者の負担となります。 それ以外の故障や電池の交換については、事業所の負担となります。		
⑤ 訪問看護 指示書料	訪問看護指示書料は、指 なります。	示書を交付する医療機関へのお支払いと	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負扣額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日 頃に利用者宛にお届けします。
- ② 利用料、利用者負扣額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記の いずれかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア)ゆうちょ銀行自動振替 (イ)銀行自動振替 (ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることが あります。領収書の再発行はいたしません。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促 から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分を お支払いいただくことがあります。
- 6 サービスの提供にあたって
- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の 住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が 行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新 の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には なされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者 又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明致します。 その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名(記名押印)頂きます。
- (4) サービス提供は、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化 により、必要に応じて変更します。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的 な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の 状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を 講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者:徳山 裕喜

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報 します。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が 及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

関する
業者に
算し、
は、
必密を
了した
の秘密
った後
用契約
ービス
また、
、限り、
±ん。
る記録
善良な
)漏洩
てその
加又は
の達成
複写料
スライイ

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。(緊急時の対応参照)

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、 市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じます。

また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【居宅介護支援事業者の窓口】 居宅介護支援事業者: 介護支援専門員:	所在地電話番号 FAX番号	
【市区町村(保険者)の窓口】 大阪市生野区役所保健福祉課 介護保険		大阪市生野区勝山南三丁目 1-19 06-6715-9859 06-6715-9967 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 東成区保健福祉課 介護保険・高齢者福祉		
【市区町村(保険者)の窓口】 城東区保健福祉課 介護保険グループ	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	050-3535-8688
【市区町村(保険者)の窓口】 東住吉区役所保健福祉課 介護保険	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市東住吉区東田辺一丁目 13-4 06-4399-9859 06-6629-4580 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 平野区保健福祉課 介護保険グループ	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市平野区背戸口三丁目 8-19 06-4302-9859 06-4302-9943 9:00~17:30

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物事故、管理財物の損壊、財物損壊を伴わない使用不能、 人格権侵害、経済的損害

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を 求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健 医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健 医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「定期巡回・随時対応型 訪問介護看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに 送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 地域との連携等

- (1) 事業所は、事業の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域 包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等 により構成される協議会(以下、「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、概ね 6 ヶ月に 1 回以上、介護・医療連携推進会議に対して、提供している事業所のサービス 内容及び活動状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、 介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- (2) 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

16 サービス提供の記録

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- (2) 上記のサービス提供記録は、サービスの提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法

事業所は、基本的には利用者宅の合鍵を預かることは致しません。訪問に際して、鍵の使用が必要な場合は、自宅敷地内にキーボックスの設置等を依頼し、事業所にて暗証番号を厳重に保管いたします。

キーボックスが設置できない等の止むを得ない事情がある場合には、合鍵を管理いたします。

- (1) 鍵預書にて、利用者・家族等の同意を頂きます。
- (2) スペアキー作成の必要がある場合の費用は、利用者負担となります。
- (3) 合鍵は、事業所のキーボックスにて保管します。
- (4) 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合、速やかに利用者・家族等へ連絡し対処します。
- (5) 契約の終了又は返却のご要望があった場合には、速やかに返却いたします。

18 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

19 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 20 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス内容の見積りについて
 - このサービス内容の見積りは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした 日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
 - (1) 計画作成責任者(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成する者)

ഥ	A .	(油级生)	•
17/	<u> </u>	(建裕元:	-

(2) 指定定期巡回·随時対応型訪問介護看護

- <u>/</u>					
	項目	介護保険 適用の有無	単位数 (点)	利用料	利用者負担額 【 割】
定期	巡回·随時対応型訪問介護看護費			円	円
	緊急時訪問看護加算(I)		325	3, 614 円	円
	特別管理加算(I)		500	5, 560 円	Ħ
	特別管理加算(Ⅱ)		250	2, 780 円	Ħ
加	初期加算		30	333 円	Ħ
算	退院時共同指導加算		600	6, 672 円	田
	総合マネジメント体制強化加算 (I)		1, 200	13, 344 円	Ħ
等	口腔連携強化加算		50	556 円	円
	サービス提供体制強化加算(I)		750	8, 340 円	Ħ
	加算等小計 ①			円	Ħ
	介護職員等処遇改善加算(I) ②		24. 5%	円	円
1月	あたりの(見積り)合計額(①+②)			円	円

(3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書 4一①記載のとおりです
② サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4-②記載のとおりです
③ 通院・外出介助における訪問介護員等の 公共交通機関等の交通費	重要事項説明書 4一③記載のとおりです
④ ケアコール機	重要事項説明書4-④記載のとおりです
⑤ 訪問看護指示書料	重要事項説明書4一⑤記載のとおりです

(4) 1 ヶ月あたりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)と その他の費用の合計)の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

- ※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。 実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ この見積りの有効期限は、説明の日から1ヶ月以内とします。

21 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談 及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ状況の 聞き取りの為訪問し事情の確認を行う
 - 管理者は訪問介護員等に事実関係の確認を行う
 - 相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い対応の決定をする
 - 対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に利用者へは必ず 対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 慶生会異東ヘルパーステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 担当:徳山 裕喜	所在地電話番号 FAX番号 受付時間	大阪市生野区巽東二丁目 18 番 1 号 慶生会ビル 2 階 06-6758-1755 06-6758-1731 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 大阪市生野区役所保健福祉課 介護保険	所在地電話番号 FAX番号 受付時間	大阪市生野区勝山南三丁目 1-19 06-6715-9859 06-6715-9967 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 東成区保健福祉課 介護保険・高齢者福祉	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市東成区大今里西二丁目 8-4 06-6977-9859 06-6972-2781 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 城東区保健福祉課 介護保険グループ	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市城東区中央三丁目 5-45 06-6930-9859 050-3535-8688 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 東住吉区役所保健福祉課 介護保険	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市東住吉区東田辺一丁目 13-4 06-4399-9859 06-6629-4580 9:00~17:30
【市区町村(保険者)の窓口】 平野区保健福祉課 介護保険グループ	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市平野区背戸口三丁目 8-19 06-4302-9859 06-4302-9943 9:00~17:30
【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部 介護保険課(指定・指導グループ)	所 在 地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪市中央区船場中央三丁目 1-7-331 06-6241-6310 06-6241-6608 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所 在 地電話番号 受付時間	大阪市中央区常盤町一丁目 3-8 中央大通 FN ビル内 06-6949-5418 9:00~17:00

22 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無				
実施した直近の年月日	年	月	日	
実施した評価機関の名称				
評価結果の開示状況				

23 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するとともに、 当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・公表します。

≪緊急時の対応≫

		様		生年月日(西曆)	年	月	日
住所								
電話								
第一連絡先								
氏名						続柄()
住所				電話	(_	_)
第二連絡先								
氏名						続柄()
住所				電話	(_	_)
主治医			電話					
	科		医師					
① 救急車	119							
2								
3								
備考:病歴	 等							

慶生会巽東ヘルパーステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

電話: 06-6758-1755 (24時間常時連絡可能)

24 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 27 号)」の規定に基づき、利用者に説明を行い ました。

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	

	所 在 地	大阪市生野区巽東四丁目 11 番 10 号
-	法人名	社会福祉法人 慶生会
事業	代表者名	理事長 永井 正史
者	事業所名	慶生会巽東ヘルパーステーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	説明者氏名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利用者	住	所	
利用相	氏	名	

华 珊 人	住	所	
10座人	氏	名	